

連体の構造 (五)

— 形式化と準体 —

目次

- 一 はじめに
- 二 連体の形式化
- 三 山田文法に於ける用言の体言化
- 四 「節約準体言」の構造と「補充準体」
- 五 「準体句」「代表準体言」の構造と「転換連体」
- 六 おわりに

一 はじめに

構文論に於ける連体とは、その名の通り、体言へのある種の成分の接続関係を指して言うものである。それには二つの代表的な種類を見ることが出来る。

- ・ 体言 (A) / 体言 (B) [A / B]
- ・ 用言連体形 (a) 体言 (B) [a B]

- (1) というように、二つの体言を助詞ノを介して結合する「A / B」形式と、用言の連体形と体言とによる「a B」形式である。尚、この場合の用言は単独のものだけではなく、自らに先行する成分を支配すると共に体言へと接続するという、言わば述語的機能を内包することによって連体関係を構成するものもある。その他にも連体関係を構成

石 神 照 雄

するものとしては、連体詞、連体法の副詞を上げることが出来るのであるが、「連体修飾」とも称するこの関係の代表としては、体言への連なりの姿という点で、連体格の助詞ノを介するもの、それ自体によるものという右の二つを代表とすることができよう。

ところで、本稿に先立つこれまでの検討で、用言の連体形による連体関係には、

- (1) 秋刀魚を焼く少年
- (2) 秋刀魚を焼く仕事

というように、外形的には用言連体形—体言として同一であるものの、意味的關係よりすればその内部構造が異なるものについての分析を行ってきた(参考文献②③④⑤)。ここでは、(1)の系統のものを「補充連体」、(2)の系統のものを「転換連体」と称したのであるが、これらの異なりはよく知られているものであり、(1)を「内の関係」、(2)を「外の関係」と呼ぶ違いに相当する(参考文献⑦)。但し「内の関係」「外の関係」という区別の考えには、全体の中で「内の関係」の剰余を「外の関係」として見ようとする傾向があり、「外の関係」と「転換連体」の分析とは必ずしも同一ではない。

「内の関係」の連体を把握する根拠は、連体の関係を構成してい

る用言（先行成分を含む）と体言とで、その原型となる文を構成できるか否かという点である。つまり、文へと関係を戻した場合、体言と用言との組み合わせで補充関係を構成することができるか否かというものである。例えば、先の例文で

(1) 秋刀魚を焼く少年

(1-a) 少年が秋刀魚を焼く。〔主体〕

(2) 秋刀魚を焼く仕事

(2-a) *仕事▽秋刀魚を焼く。〔?〕

というように、「少年」が動詞「焼く」を述語とする文の構成の中に収まるものであるのに対し、「仕事」は対応する構文成分としての関係を明示することができない。^(注)このように見るならば、

(3) 少年が焼く秋刀魚

(3-a) 少年が秋刀魚を焼く。〔対象〕

(4) 秋刀魚を焼く七輪

(4-a) (少年が)七輪で秋刀魚を焼く。〔用具〕

(5) 秋刀魚を焼く夕暮れ

(5-a) (少年が)夕暮れに秋刀魚を焼く。〔時間〕

(6) 秋刀魚を焼く庭

(6-a) (少年が)庭で秋刀魚を焼く。〔空間〕

といったものを、動詞「焼く」の補充関係に対応する「内の関係」の連体として把握することができる。これは、動詞「焼く」が事態を構成する中核として、

〔主体〕〔対象〕〔用具〕〔時間〕〔空間〕・焼く

と表示できるような意味的論理関係を具有することを根拠とするものである。構文上の補充関係は、用言を述語とすることで、意味的論理関係により規定された各々の関係項目が文の成分として構文上

に実現したものである。この種の補充関係にある構文に於て、補充成分の或ものが述語用言の前から脱落し、その後の位置に再生されたという内部構造を設定できるものが「内の関係」の連体ということになる。従ってこれは、補充関係を前提とすることで、連体の関係構成を把握することに至るものであり、その特徴から「補充連体」と称することができる。

ここで、連体の基盤となる文を、判断の質という面から捉えるならば、「補充連体」では、右の例からも知ることができるように現象文が原型であることが了解される。

現象文とは、事態を実体と属性との関係として分析し、これをそれぞれ表現である体言と用言との相関とし、格助詞で結合し表現するものである。分析される属性のあり方に対応して実体の側に所謂格の分化が生じ関係項目の種類が分かれる。関係項目の種類と属性との相関が構文上の補充関係成立の根拠である。具体的な事態を分析し表現するに際して、現象文を構成する体言(群)と用言は、全体である事態を構成する部分として相互に補充する役割を担うものである。その関係を、被連体の体言に、連体関係として凝縮し扱ったものが、即ち「補充連体」である。つまり被連体の体言は、現象文が有する具体的な事態関係を担うことによって、その関係を自らの特徴として表示するのである。

一方「転換連体」と称した(2)では、

(2) 秋刀魚を焼く仕事

(2-b) (コノ)仕事(ノ内容)ハ秋刀魚を焼く(コトダ)。

というように、原型の文を設定することができる。この原型の文は、被連体の体言「仕事」と連体成分「秋刀魚を焼く」とが、実体の表現と属性の表現として各々の表現の性質は異なるものの、係助詞

「ハ」で統合されることにより、両者が実質的に等しい関係にあることを表している。「仕事」の内容としてあるものが「秋刀魚を焼く」コトであるという了解がなされる。「秋刀魚を焼く」が内容であるとすれば、「仕事」は形式として、各々が対象の全体的な姿を代表していると言えるのである。このように対象に対する形式と内容の関係を表現する文を論理文と称する。論理文は、対象の論理を、対象の実体的表現とその固有の性質の表現という二項で枠付けし係助詞「ハ」を統合の支点とすることで表そうとするものである。このような論理文を原型の文とする「転換連体」では、連体成分の用言と被連体の体言とは実質的に等価である。

現象文を原型とする「補充連体」に於いては、連体成分の用言と被連体の体言とは、全体である事態を構成する部分として相互に補充する関係を構成していた。これに対し、論理文を原型とする「転換連体」に於いては、連体成分の用言と被連体の体言とは、何れもが他に対して全体を構成する部分として補充関係にあるのではなく、それぞれが表現する在り方それぞれ自体で全体を代表するものとしてあるのである。

ここに「転換連体」の例として次のようなものを加えておくことができる。

- (7) 秋刀魚を焼く事件
 (7-a) (コノ)事件(ノ内容) ハ秋刀魚を焼く(コトダ)。
 (8) 秋刀魚を焼く話
 (8-a) (コノ)話(ノ内容) ハ秋刀魚を焼く(コトダ)。

さて、以上のように連体の関係を「補充連体」と「転換連体」として分析するところから、それぞれの連体関係で被連体の体言の在り方を実質的なものから形式的なものへと展開して見るとき、連体

の分析は、山田文法で「用言が名詞の資格をうる種々の段階」(参考文献①、七六四頁以下)として論じられている「準体句」ないしは「準体言」と称される所謂「準体」の構造の問題と関連するものとして把握することができるのである。これについては前稿までの検討でも必要に応じ論じたのであるが、本稿では、連体と関連づけることにより、「準体」の構造について検討する。

二 連体の形式化

さて、先に示した「補充連体」「転換連体」は、

- (1) 秋刀魚を焼く少年
 (2) 秋刀魚を焼く仕事

であるところから、被連体の体言は、通常の名詞、所謂実質的概念を表す普通名詞を被連体とするものである。いま(1)の「少年」は原型の文では主語を表示するものであるが、その体言が表す実体としての概念の抽象度を高め、これを名詞句として文に組み込むならば、

- (9) 秋刀魚を焼く少年は太郎です。
 (10) 秋刀魚を焼く子供は少年です。
 (11) 秋刀魚を焼く男は子供です。
 (12) 秋刀魚を焼く者(もの)は太郎です。

といったものを見ることができる。(10)(11)(12)は、いずれも「少年」の上位の概念を表すものである。このうち「子供」「男」が「少年」と同様に単独で文の主語の位置にも立つことができるのに対し、「者」はできない。つまり、「少年」「子供」「男」は相互には概念の水準が異なるものの、普通名詞である。一方「者」は、形式名詞である(名詞)。この「者」に相当する形式名詞には次のようなものが

(13) 秋刀魚を焼く奴(やつ)は太郎です。

(14) 秋刀魚を焼く方(かた)は太郎です。

(15) 秋刀魚を焼く人(ひと)は太郎です。

形式名詞「者」「奴」「方」「人」は、実体概念を表すものとして「人間」という範疇を類として表示はするが、普通名詞のように単独では機能しない。但し普通名詞の用法としては別のこと。

また、形式名詞の概念水準を更に上げること、

(16) 秋刀魚を焼くのは太郎です。

という形式名詞「の」による連体関係を見ることが出来る。一部の形式名詞には、普通名詞としてのものと形態を同じくするところから、補充関係を設定することができるものもある。しかしながら、形式名詞「の」による連体は、

(16-a) ?]が秋刀魚を焼く。

として、意味のある文としての把握をすることができない。このことから(16)の連体を、所謂「内の関係」の「補充連体」ではなく、「外の関係」のものとして捉えようとするのが起きるかも知れない。しかしながら、それは、用言の後に位置する体言を掘り起こし用言の前に埋め戻すという形式的な処理を行った結果が具体的意味を喚起しない、と述べているに過ぎないのであって、連体の内部構造の分析としては、そういった処理では不十分であることを示唆するものである。

このように、被連体の体言を実質概念を表す普通名詞から抽象的な形式名詞へと展開しても、文(16)が持つ連体は「補充連体」としての関係を持つものであり、「の」は動詞「焼く」に対してガ格―主語という明確な関係にある。

さて、右のものは、動詞「焼く」の「主体」項目に係わる「補充連体」の形式化の問題であったが、その他の関係項目に於いても同様の把握ができる。先の(3)から(6)を用いるならば、

(17) 少年が焼く秋刀魚は特売品です。 [対象]

(18) 少年が焼くものは秋刀魚です。 [対象]

(19) 少年が焼くのは秋刀魚です。 [対象]

(20) 秋刀魚を焼く七輪でご飯を炊いた。 [用具]

(21) 秋刀魚を焼くものは七輪だ。 [用具]

(22) 秋刀魚を焼くのは七輪だ。 [用具]

(23) 秋刀魚を焼く夕暮れに留守をした。 [時間]

(24) 秋刀魚を焼くときは夕暮れです。 [時間]

(25) 秋刀魚を焼くのは夕暮れです。 [時間]

(26) 秋刀魚を焼く庭で遊んだ。 [空間]

(27) 秋刀魚を焼くところは庭です。 [空間]

(28) 秋刀魚を焼くのは庭です。 [空間]

というものを見ることが出来る。「補充連体」を構成する形式名詞は、実体ということ、で三つの関係項目の枠付けに係わる「もの」と時空間の枠付けの「とき」「ところ」、そして何れの枠にも係わるものとして「の」を見ることが出来る。

また、(2)(7)(8)の「転換連体」で被連体の体言の概念水準を上げていくと、

(29) 秋刀魚を焼く仕事は煙たくて大変だ。

(30) 秋刀魚を焼くことは煙たくて大変だ。

(31) 秋刀魚を焼くのは煙たくて大変だ。

(32) 黙って他人の家の秋刀魚を焼く事件が流行っている。

(33) 黙って他人の家の秋刀魚を焼くことが流行っている。

(34) 黙って他人の家の秋刀魚を焼くのが流行っている。

(35) 猫が秋刀魚を焼く話を聞いた。

(36) 猫が秋刀魚を焼くことを聞いた。

(37) 猫が秋刀魚を焼くのを聞いた。

となり、ここにも「の」を見ることになる。

右の「こと」「の」という形式名詞による連体は、「仕事」「事件」「話」というそれぞれが表す事柄の枠付けにあたる要素を捨象している。用言が表す流動的な事態の様相を、「こと」は事態という範疇を類概念とし、「の」は事態をも含む実体世界という範疇を類概念とする体言である。形式名詞「こと」「の」は言わばこういった内容を表す枠である。用言によって表されている流動的な対象を、これら枠によって再把握し、体言へと転換したことを表示するのが形式名詞による「転換連体」なのである。

さて、このように形式名詞の「の」が、いずれの連体に於いても、具体的な関係を形式化したものとしてあると捉えられるところから、次のような結論を導き出すことに至るかも知れない。即ち、
——二つの種類の連体関係の、被連体の体言の抽象度を最も上げたものとして

(38) 秋刀魚を焼くの

(39) 焼くの

更に例として示した文のすべてに共通する、

という部分を抽出し、これを基にして関係項目の具体的な枠組みを越えた抽象的な関係項目が先行して存在する。そして、この抽象的な連体が「補充連体」に係わる個々の関係項目、ないしは「転換連体」の枠を支配する——

という説である。しかしながら、ここでの例文で示したように、形式名詞「の」の連体は被連体の体言の抽象度を高めることで至ったものである。つまり具体的な連体関係が先行しているのである。このことを転倒させると、抽象的な連体関係が先行し、具体的なものがそこから生み出されるものであるかの如き説が横行することになる。こういった説が不当なものであることは容易に明らかにすることができると言える。言語がその内容とするところの我々の認識は、具体的なものから抽象的なものへと発展したのであり、その逆ではない。抽象的に操作できる段階の形式の類似を以て具体の世界の展開を無視し、これを制御しようとすることは科学的な分析ではない。

また、ここで明かとなったことは、形式名詞の中にも階層関係があるということである。即ち、最上位に「の」が位置し、この下位に「もの」「こと」及び「とき」「ところ」が対立してあるという構図である。そして以上のことは普通名詞が形式名詞を上位とする体系を有していることを窺わせるのである。その名詞の体系には、形式名詞の存在からもいくつかの筋があると予測されるのであるが、大きな筋としては「もの」系と「こと」系とであり、「の」は言わば両系、並びにその他の系の頂点に立って体言であることの形式を表現するものとしてあると考えられる。^(注3)

三 山田文法に於ける用言の体言化

さて、山田孝雄が『日本文法論』で「準体」について述べるとこ

(6)

ろは「用言が名詞の資格をうる種々の段階」として掲げる中である。これは「第四章、語の運用 第二、語の転用」という組立ての中の検討であるが、『日本文法学概論』では「第二十五章、語の転成」⁽²⁹⁾「第二十九章、語の転用」というように組立てが異なり、内容の修正が行われる。しかしながら「準体」の原理は『日本文法学概論』では論理的精密さを犠牲にしていると思われる。^(注)ここでは『日本文法論』での枠組みのものを基礎とし、『日本文法学概論』のものは必要に応じその補充の為に用いることとする。

まず、山田の「用言が名詞の資格をうる種々の段階」の六種類を、その分類の名称と説くところの要点を示すならばおよそ次のようになる。^(注)

(一) (対象化体言) ……「語其の者が一の概念として取扱はるゝもの」

・ 「喜ぶ」は下二段活用の語なり。(41)

・ 「怒る」は心情をあらはす詞なり。(42)

・ 「長し」は状態をいふ語なり。(43)

・ 「強き」は形容詞の連体形なり。(44)

(二) 転成体言 ……「属性其の者が抽象的概念として取扱はるゝもの」

・ 「喜び」は人の最も好む所なり。(45)

・ 「怒り」は人間の悪徳なり。(46)

・ 「長さ」「強さ」は物に附属せる性質なり。(47)

(三) 準体句 ……「現在ある事物につきて属性を述定してあるものを一の概念として取扱ふもの」

・ 「人の喜ぶ」を見ればうれし。(48)

・ 「人の怒れる」は傍いたきものなり。(49)

・ 「髪の長さ」は美人の相なり。(50)

・ 「力の強き」は誇るに足らず。(51)

(四) 代表準体言 ……「事物の状態動作等を一の事実として之れを概念的に取扱うふもの」

・ 「喜ぶ」はよく、「怒る」はあし。(52)

・ 「長き」は「短き」の反対にして「強き」は「弱き」の反対なり。(53)

・ 「証書を受け」に来る。(56)

(五) 省約準体言 ……「現に或事物の状態動作等を装定してありと見らるゝもの、一の概念として取扱はるゝもの」

・ 「怒れる」は彼にして「喜ぶ」は我なり。(54)

・ 「長き」は竿となし「短き」は杖となす。(55)

(六) 目的準体言 ……「ある動作事実を陳述せるものを更に動作の目的として一の事実として取扱ふもの」

・ 「花を見」に行く。(56)

・ 「証書を受け」に来る。(57)

・ 「彼は河へ「釣し」に行く。(58)

いま、これら六種類のものを用言の活用形式で分けるならば、

・ 連体形と関連するもの …… 準体句 代表準体言 省約準体言

・ 連用形と関連するもの …… 転成体言 目的準体言

・ 活用形と関係ないもの …… (対象化体言)

となる。更に連体形と関連するものを、連体関係の分類と対応させるならば、

・ 補充連体 …… 省約準体言

・ 転換連体 …… 準体句 代表準体言

・ 準体句 …… 代表準体言

という繋がりを見ることができると考えられる。以下これら準体と連体との関連を分析する。

四 「省約準体言」の構造と「補充連体」

はじめに「省約準体言」について考える。これについては、既に前々稿(参考文献④)で「形式的補充連体」として検討したことがある。いまそれも踏まえ、山田の説く「省約準体言」とは何かを見ると、右の(五)に示した以外に次のように述べている。

第五の例は、外形上、第四の例と異なる事なけれど、意義に至りては大差あり。即第四にては動作状態を其のまゝとりて一の概念としたるものなれど、第五にてはその用言は或る実体觀念を装定せるものなり。而して其の被装定語は其の用言に領せられて外形上認められざるなり。之を解するには必ず「人」「者」「物」などを其の用言の下に加へざるべからず(参考文献④、七七〇頁)。

第五の例のものは連体語たるべき性質のものが、その修飾せられてあるべき体言を領得して体言に準ぜられたるなり(同、七四七頁)。

第五の例のものは連体語のすべてに通じてあらはるゝ現象にして省約準体言とも称せらるゝを適當とするなり(同、七四四頁)。

(五)の例にては主語たるものはその連体語に修飾せらるべき筈のものなり。即

「怒れる」は「怒れるもの」の略にして「そのもの」が怒れるなり。

「喜ぶ」「長き」「短き」も同じ。

されど、こは形式より見たるものなり。なほ立ち入りて実質を檢するとき、その主体は大體之を説明せる句中に何等かの形

式にてあらはるゝなり。即

「怒れる」は「彼の怒れる」をいひ、

「喜ぶ」は「私の喜ぶ」をいひ、

「長き」は「竿の長き」をいひ、

「短き」は「杖の短き」をいふ。

かくの如くして、實際上の主体は、実は句中に存するを常とす(同、七四四―七四五頁)。

以上の山田の説明は、「省約準体言」として取り上げた用例を、

(54-a) 怒れる「者」は彼にして、喜ぶ「者」は我なり。

(55-a) 長き「物」は竿となし、短き「物」は杖となす。

というように、被連体の体言が連体関係として存在するものであることを見出すのである。これは「補充連体」であり、被連体の体言が具体的なものではなく概念の抽象度を高めた形式名詞としてあることを明らかにしたものである。意味関係をたどることができる原型の文を設定し、例文を再構成するならば、

(54-b) アル「者」が怒れる、ソレは彼にして、アル「者」

が喜ぶ、ソレは我なり。

(55-b) ソノ「物」ハ長し、ソレは竿となし、ソノ「物」ハ短し、ソレは杖となす。

というものを捉えることができよう。ここで「補充連体」の関係に、最も抽象度の高い形式名詞「の」を用いれば、

(54-c) 怒れる「の」は彼にして、喜ぶ「の」は我なり。

(55-c) 長き「の」は竿となし、短き「の」は杖となす。

となる。そしてこの形式名詞「の」が省略され、「補充連体」の関係が連体形用言に集約されたと見なすならば、言い替えるならば、被連体の体言が形式「零」となる「補充連体」を構成し

(54—d) 怒れる「e」は彼にして、喜ぶ「e」は我なり。
 (55—d) 長き「e」は竿となし、短き「e」は杖となす。
 と捉えるとき、連体成分である用言を「省約準体言」と把握することになるのである。従って「その修飾されてあるべき体言を領得して」とは、用言の連体形が「補充連体」の関係を内部構造として具有していることを示唆するものと了解できる。山田に於ける「省約準体言」の解析は、「補充連体」の形式化という観点から、以上のように明らかにすることができる。

五 「準体句」「代表準体言」の構造と「転換連体」

次に「準体句」と「代表準体言」について検討する。右の説明と例文を基にすれば、この二つの準体が「転換連体」の関係にあることを把握することができよう。ここで、山田の述べるところを更に加えておく。

「準体句」

第三の例にありては用言は或主体に対して何等かの属性を述べて其の述語となれるなり。而してその主体と述語との混一体即ち文を以て体言の資格に立たしめしものなれば、唯単に用言其の者を体言とし概念としたるとは異なり(参考文献⑩、七六九頁)。

「代表準体言」

第四の例に於いては「喜ぶ」は其の喜ぶ状態「怒る」は其の怒る事実をさすものにして他の義にはあらず。「長き」「強き」も又然り。即、あるものが其の動作、状態に立てる、其の動作状態を其のまゝとりて一の概念としたるなり。この故に之に解を與へむには「喜びてゐる」「怒りてゐる」「長くある」「強く

ある」の義にとるべし。上の三例(対象化体言、転成体言、準体句—筆者注)と異なり。殊に第二例(転成体言—筆者注)と紛れなぬように注意すべきなり。第二の抽象的の例は現存の如何にかゝはらず、唯抽象的に其の属性を固定せしめて一の概念としたるのみ。これは然らず、其の属性はたとへ現存のものならずとも吾人には現存の如く、或事物が其の動作状態に立てりと思惟せられざるべからず。其の動作状態が其のまゝ吾人の意識に映写せられたるものならざるべからず。かくて厳密にいへばこの第四の例は全く固形的に体言に資格をかへをらざるなり。即これらは体言として取扱はるとしてもなほ用言としての性質も残留し、体言と用言との中間にあるが如く見ゆるなり(同、七六九—七七〇頁)。

第四の例にてはこれら(省約準体言—筆者注)と全く性質を異にす。その主体たるものは文句の中に求むること能はず。その準体言そのものが即主体の代表たるものなり。

「喜ぶ」「怒る」はその事の代表にして他に主体を求むべくもあらず。又

すぎたるは及ばざるが如し

の如きに於いても同じ関係なるをみるべし。これらを前の(省約準体言—筆者注)と區別して代表準体言と称することをうべし(同、七七五頁)。

さて、右の説明よりすれば、山田は「準体句」を用言が述定の働きをしたもの、即ち文としてあるものの全体が体言の資格となるものを指して言う。これは「転換連体」の被連体の体言を抽象化し、関係の実質を連体句となる文に担わせたものである。その間のことを例文(48)に見るならば、

(48—a) 「人の喜ぶ」「様子」を見ればうれし。
 (48—b) 「人の喜ぶ」「こと」を見ればうれし。
 (48—c) 「人の喜ぶ」「の」を見ればうれし。
 (48—d) 「人の喜ぶ」「 ϕ 」を見ればうれし。
 として考えることができよう。「転換連体」の形式化という内部構造を見ることになるのである。

また、「代表準体言」についても、

- (52—a) 「喜ぶ」「こと」はよく、「怒る」「こと」はあし。
 (52—b) 「喜ぶ」「の」はよく、「怒る」「の」はあし。
 (52—c) 「喜ぶ」「 ϕ 」はよく、「怒る」「 ϕ 」はあし。

- (53—a) 「長き」「こと」は「短き」「こと」の反対にして、「強き」「こと」は「弱き」「こと」の反対なり。

- (53—b) 「長き」「の」は「短き」「の」の反対にして、「強き」「の」は「弱き」「の」の反対なり。

- (53—c) 「長き」「 ϕ 」は「短き」「 ϕ 」の反対にして、「強き」「 ϕ 」は「弱き」「 ϕ 」の反対なり。

というように「準体句」と同じく「転換連体」の形式化の観点でその内部構造を把握することができよう。対象とする世界に対して、属性としての把握、これが連体の用言による把握であり、枠としての実体的な把握、これが形式零の被連体の体言による把握、という二種類の把握の方式により組み立てられた表現が「代表準体言」である。「全く固形的に体言に資格をかへをらざるなり。」とか「体言と用言との中間にあるが如く見ゆる。」という二重性は、同一対象に対する表現の二重性という「転換連体」が有する表現の二重性由来するものと考えられる。

ところで、山田は「準体句」と「代表準体言」とを異なるものとして分類しているのであるが、一方で「代表準体言」の説明に、
 さてこれらのあらはるゝには用言単独にてあらはるゝものと補語を伴いてあらはるゝものとあり(同、七七六頁)。
 として、次の例文を上げている。尚、番号は私による。

- (59) 車を走らすも馬に乘るもあり。
 (60) 友の横浜へ行きしは昨日と思ひしを。

また、『日本文法学概論』には次のような記述もある。

準体言目的準体言はいづれも一方に於いて用言としての活動をなせるものなれば、用言としての性質は十分發揮しうべきものなり。即ちその用言に対しての主格を有し、補格を有し、賓格を有しうべく、又修飾格をも伴ひうべきものたるが……

(参考文献⑫六四七頁)。

以上の説明からも明らかのように、「代表準体言」に格の要素等を加え個別具体化したものが「準体句」である。このことは逆に、「準体句」から個別的な要素を捨象し抽象化を行ったものが「代表準体言」とも言えることになる。「準体句」も「代表準体言」も用言が述定、即ち述語としてあることと同時に体言としてもあるという二重性をその存立の特徴として持つものであることからすれば、述語を持つことを喚起する「準体句」をこの「準体」の代表として考えることが妥当と思われる。

六 おわりに

以上、用言が名詞の資格を得るものの中、山田の言う「準体」についてその内部構造を連体構造との関連から分析した。これまでの検討によれば、「準体」には二種類がある。一つは、修飾される体

言が具体的なものであるにも係わらず形式零となるという「補充連体」によるものである。もう一つは、文が属性を表現すると共に実体化され体言の資格を獲得するという「転換連体」によるものである。

ここから更に展開される課題は、「準体」が文中で担わされる性質についてである。「準体」が文中で担わされる性質とは、従属句として構成された名詞句が主文に対して示す有り様のことである。

被連体の体言が「の」か「こと」とかといった種類の異なりと、主文の述語との関係といったことは度々問題にもなっているが、最も象徴的なことを一つ上げるとするならば、名詞句中の助詞ノが果たす機能の弁別の問題であろう。即ち、助詞ノは主格を表すのか、連体格を表すのか、若しくはその他であるのか、という問題である。例えば、石垣謙二(参考文献①)が名詞句の種類として表す

(61) 友の遠方より訪れたるを喜ぶ。(作用性名詞句)

(62) 友の遠方より訪れたるをもてなす。(形容詞性名詞句)

という二つの準体句は、

(61-a) 友の遠方より訪れたる「の」(コト)を喜ぶ。

(62-b) 友の遠方より訪れたる「の」(モノ)をもてなす。

というように、連体構造の分析から「転換連体」と「補充連体」の違いであることを明らかにすることができる。そのことから(61)は主格、(62)は連体格と考えられるのであるが、「友の」という名詞句の部分がどのような構文関係を構成しているかを、日本語の文構造として原理的に分析することは容易ではない。

(63) 西瓜のうまいやつが食べたい。

(64) 風船のふくらませるのはもう有りませんか。

(65) 切符の切らない方はいませんか。

等の文の分析はどうあるべきかという問題に至る。

また、ここでは「準体」の名があるにも係わらず、「目的準体言」について言及をすることがなかった。これは「転成体言」と同じく、連用形のものである。連用形単独の「転成体言」と格成分その他を纏った「目的準体言」を統一的に分析する観点はどのように持つことができるであろうか。連用形ということでは、「台風一過線路宙つり」とか「税金〇〇億円取りはぐれ」といった新聞の見出し表現などの臨時一語(参考文献⑧)は、元々は文としての句的体言である。これには「台風〇〇号本州を直撃」「臨時国会きょう召集」というように漢語のものもある。

用言であるものが体言としての扱いを受けることを広く「準体」と称するならば、連体形準体と連用形準体とは、用言として表現される意味の加工が異なっていると思われる。比喩的に述べるなら次のようである。連体形のものでは、箱詰めされた用言の世界は箱の外に出ることはできないが、箱の中では自由に動き回っている。これに対し、連用形のものでは、冷凍され動きが封じられている。前者が作用的であり、後者が状態的であると思われる。このことは、文末述語の姿として「ノダ」の構文や推量表現のいくつかなど、文末に於ける連体現象とも関連する。推量については以前論じたことがある(参考文献⑥)。

以上のような問題も含め、用言の体言化、即ち名詞の資格を得ることとは何か、についての全体に互る原理的な検討が必要であろう。本稿は、連体の構造の分析の第五段として、「準体」と連体との関係について述べたものである。

〈注〉

(1) 次の例、

(A) 秋刀魚を焼く煙

(A-a) *煙▽秋刀魚を焼く。 [?]

(B) 秋刀魚を焼く匂い

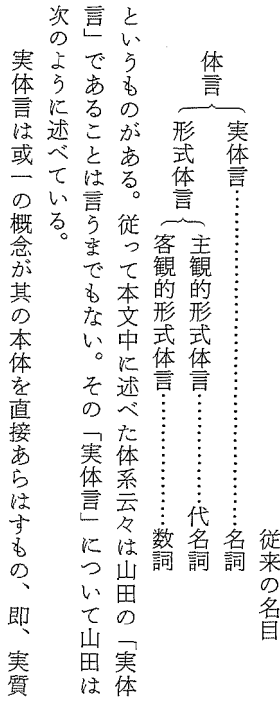
(B-a) *匂い▽秋刀魚を焼く。 [?]

の「煙」「匂い」も補充関係に直接繰り込むことはできない。このことから「外の関係」という枠に置かれるのであるが、「転換連体」とは異なる内部構造である。これらは「補充連体」の特殊なものとして「展開連体」と称すべきものである(参考文献③)。

(2) 形式名詞については次の松下大三郎の説明がその特徴をよく表している。

形式名詞は実質的意義を控除して形式的意義だけを表はすものであるから実際に説話の中に用ゐる場合には他語を以て其の控除した実質的意義を補充しなければ意義が具備しない。例へば「者は拒まず」「苦なし」と云つては分らないが「来る者」「知らざる筈」など云へば分る。(参考文献⑨、二〇六頁)

(3) 体言の体系を合理的に表していると考えられるものとしては山田孝雄(参考文献⑩、一七九頁)が示す



を直接に代表せるものなれば、その実質の異なるものには応用すべからざる性質を有する体言なり。

人、馬、草、石、机、地球、精神、美、勢力、鬼、學術、等皆これなり。其のさす所の実体現存するか、若くは存在すと思惟せられて他の物に交換すること能はず、其の実体の一定せるものこれなり(参考文献⑩、一七七頁)。

山田の「形式体言」はその分類にみるように、所謂「形式名詞」ではない。「形式名詞」の名称とその実質の取り上げは(注2)に示した松下大三郎が先行する。但し山田には、「名詞」即ち「実体言」の枠の中に「二、名詞中特別の注意を要するもの」の項目を立て、特別の性質を持つものであることによつて接続詞と誤認されるものがあると説く。それを要約すれば以下に記すようなものであるが、これは、名詞、即ち「実体言」の枠付けと「形式名詞」の体系的把握に重要な示唆を与えているものであり、更に検討を要する問題である。

○その意義頗る広汎にして単独にては如何なる意義かを子細に補足し難きまでに見ゆるもの

- ・ 事物の理……………「故」「為」
- ・ 普遍の形式……………「時」「間」「処」「事」「物」
- ・ 事物の程度……………「ほど」「位」「ころ」「
- ・ 事物の列挙的形式……………「條」「件」

○事物の間の関係を抽象的に表せるもの

- ・ 空間……………「前」「後」「上」「中」「下」「左」「右」
- ・ 時間……………「前」「後」「始」「中」「終」

(参考文献⑩、一八三〜一八七頁要約)

以上のことから明らかのように、本文中での「もの」「系」「こと」系の名詞の体系とは、体言全体の中では部分についての言及であるに留まることは言を待たない。

(4) 論理的精密さを犠牲にするとは、『日本文法学概論』での次のような記述から窺えよう。尚「第四の場合」「第五の場合」とは本文中に示した分類と同じである。

上の第四の場合と第五の場合とは厳密にいへば区別あるものなるが、そが用言の属性の活動をいひあらはしつゝ、しかも、それを以て体言の取扱いをなす点に於いて二者共通なるを以てこゝに便宜上これを一括して説くこととし、それらを名づけて準体言といふべし。即ちこれらは、一面に於いて用言としての活動を有しつゝ、しかも文句中にありては体言に準ぜられ、それらの資格を以て取扱はるゝものにしてその活用形は常に連体形をとるものなりとす(参考文献⑫、六四三頁)。

即ち、山田は、「代表準体言」「節約準体言」という名称での準体の内部構造の分類を、形態と機能の同等性から放棄することになっているのである。以下の本文中での検討でも明らかにすることができるとように、「代表」「節約」という観点は、そこでの用言がどのような内部構造を成しているかを表す重要なものである。

(5) 名称、その下の引用、及び用例は『日本文法論』からのものである。但し分類名称の(一)(二)は『日本文法論』にはないものである。「対象化体言」は、「第一はその語そのものをそのまゝ説明の対象とするものにして」(参考文献⑫、六四二頁)という内容を取り私に示したものである。また、「転成体言」は『日本文法学概論』からである。例文の下につけた番号は、私に記したものである。

尚、(一)の例文の一つ目は『日本文法学概論』では、

「喜ぶ」は四段活用の動詞なり。
として上げられている。その他にも用例に細かな違いを見ることが
できるが、大勢に影響のないものである。

〈参考文献〉

- ① 石垣謙二「作用性用言反発の法則」(『助詞の歴史的研究』岩波書店、一九五五年)
- ② 石神照雄「連体の構造(一)―格の連体とその周辺―」(『日本語論究』三、和泉書院、一九九二)
- ③ 同 「連体の構造(二)―格の連体と焦点化―」(『信州大学教養部紀要』二六号、一九九二年)
- ④ 同 「連体の構造(三)―補充連体の形式化と区分―」(『信州大学教養部紀要』二七号、一九九三年)
- ⑤ 同 「連体の構造(四)―形式名詞『の』による転換連体―」(『信州大学教養部紀要』二八号、一九九四年)
- ⑥ 同 「推量の認識と構文」(『国語学』一七四集、一九九三年)
- ⑦ 寺村秀夫「連体修飾のシンタクスと意味」(『日本語・日本文化』四七号、一九七五年〜七八年)
- ⑧ 林四郎 「臨時一語の構造」(『国語学』一三一集、一九八二年)
- ⑨ 松下大三郎『標準日本文法』(紀元社、一九二四年)
- ⑩ 同 『改選標準日本文法』(紀元社、一九二八年。勉誠社、訂正再版、一九七八年)
- ⑪ 山田孝雄『日本文法論』(宝文館、一九〇八年)
- ⑫ 同 『日本文法学概論』(宝文館、一九三六年)

〈付記〉

本稿は、「連体の構造(四)―形式名詞『の』による転換連体―」に続くものである。

—一九九四年九月三十日—